

・不誠実対応-37

安全対策の為の絶対条件である二名体制での対応は、悠生君の飛び出しの衝動を抑えるのが最大の目的である。逃げ去る道を塞ぐ事で飛び出しを防ぐことが次に重要な目的である。従って、飛び出しを力で抑える事を目的としているわけではない。実際に学校などでは力が強くない女性が対応しても問題なく対応が出来ていた。しかしながらアルプスの森(施設長:宇津慎史)は力に対応しようとしていた。しかし一方において、当該従業員の肩には荷物がかかっていた状態であり、力も十分に発揮することは不可能な状態であった。結局、アルプスの森(施設長:宇津慎史)は安全対策を重要視していなかったため、安全対策という面においても自己矛盾した行いを続けていたと悠生君の両親は考えている

(音声ファイル-37[1]) (音声ファイル-37[2])

< 施設長(宇津慎二)の説明 >

① 説明内容 (音声ファイル-37[1]) [0:04:29]⇒[0:05:10]
[0:00:28]

清水君の方の力が強くて～

② 説明内容 (音声ファイル-37[2]) [0:07:16]⇒[0:07:31]
[0:00:00]

●●は、荷物を肩にかけて…、本人の方を一応支えてつかまえて降ろしたのですが、まあ～ちょっとその力の方に負けてしまったということになります。

< 上記、施設長(宇津慎二)の説明の問題点 >

安全対策を2名で行う理由を根本的にはき違えていると思われる。

そもそも、悠生君のような多動の子が飛び出すのは、飛び出す隙を見つけた時のみである。誘導している大人に向かって体当たりなどをしたりして、力で無理やり飛び出す隙を作るようなことは一切しない。

即ち、飛び出す隙を見つけることで飛び出す衝動にかられることが一番の問題点である。そのため悠生君の誘導を2名で行う事は、この隙を与えないことで、飛び出す衝動を悠生君に抱かせないことが最大の目的である。単独での誘導は、この飛び出しの衝動を抑制が不十分な状態で対応する必要があることになる。

従って、この単独での誘導対応においても、必要なのは隙を与えない技術であり、俊敏さであって力ではない。事実、悠生君の母親(清水亜佳里)は、悠生君の誘導に慣れていて、

単独での誘導であっても隙を与えない技術や俊敏さで対応できていた。この単独での誘導は、相当の技術や俊敏さが必要なので、送迎車と施設間の従業員による誘導は、2名での対応が必要と取り決めていた。

上記理由から、以下内容の質問書を悠生君の両親はアルプスの森(施設長:宇津慎史)側に提出している。

悠生君は多動性障害があり、施設側も衝動にかられると危険行為を起こすことは充分認識していたはずである(少なくとも施設長は認識しており、その為、施設長が作成した個別支援計画にはこれに対応する方法の記載がある)。特に昔、当該施設が、悠生君を散歩の為に外に連れ出して頂いた時に水がある溝に飛び込んだことがある。すなわち、この経験から、散歩で十分にスタッフが気を付けていても、一瞬のスキをみて水に飛び込む傾向があることを施設側は既に充分、認識していたはずである。事実、その事故があつてから悠生君に散歩は危険であるため、行わないことの決定がなされている。従つて、送迎車から施設の移動でも一瞬のスキが非常に危険な状態に陥ることが想定されるため、悠生君の施設への移動を荷物の移動よりも優先して行うべきであった。従つて、悠生君の送迎に参与していたスタッフが、この「一瞬のスキ」がいかに危険であるかを充分に認識していたかという確認が必要である。

(事故報告書(令和5年1月16日付))に対する質問書より一部抜粋)

上記質問に対してのアルプスの森(施設長:宇津慎史)からの回答は以下内容である。

「一瞬のスキ」がいかに危険であるかの十分な認識についてですが、本件事故当日の■■■■はこのことを理解しつつも、行動が伴っていませんでした。

(回答書(令和5年3月16日付)より一部抜粋)

従つて、事故を起こした当該従業員においても、隙を作る事の危険性は認識していたとの返事であった。しかしながら、アルプスの森(施設長:宇津慎史)は、悠生君の誘導を2名での対応でなく単独での誘導においても、未だ、隙を作らなくする技術や俊敏さでなく、力で抑えることが重要と認識していることが、保護者会での発言のみでなく、以下回答書の記載内容からも解る。

尾崎が両手で清水君の腕を持っていた際の強度は、清水君が振りほどこうとしても容易には振りほどくことはできない程の強度で、それなりの強さとなります。

(回答書(令和5年3月16日付)より一部抜粋)

ただ事故を起こした従業員自体も、事故当時、上記記載の様には、しっかりと悠生君の誘導時に悠生君の体を強い力で支えてはいなかったことが解る。施設長の発言により、当該従業員の肩には荷物がかかっていた。

また、この荷物に関し回答書(令和5年3月16日付)に以下のような記載があった。

■は、清水君の荷物二つを右肩に背負っていました。

(回答書(令和5年3月16日付)より一部抜粋)

事故当時、悠生君の荷物はリュックの一つのみであったことから、荷物の一つは悠生君のものであり、もう一つは同じ送迎車に乗っていた児童の物と思われる。このリュックが(両肩でなく)右肩にかかっている状態で誘導を試みると、容易に荷物は当該従業員の右肘や前腕まで荷物が滑り落ちることが想定される。この滑り落ちた荷物は容易に当該従業員の握力を奪う事が解る。従ってその状況では、いくら降車始めの状態ですっきりと強い力で悠生君の体をつかんでいても、次の瞬間、その力は容易に奪われる状態にある事が解る。特にリュックにはほぼ満杯に入った水筒も入っていた。当該従業員は、それなりの重さがある荷物を右肩にのせて誘導を試みたことになる。